

文化庁及び株式会社地域経済活性化支援機構の包括的連携協定

地域の風土や生活、他国との交流等を通じて育まれ、守り伝えられてきた我が国の多様な文化財は、その所在する地域において適切に保存・活用され、次世代に確実に継承していくことが必要である。

その際、文化財は、地域のアイデンティティやまちづくりの核として、地域活性化のための重要な資源となり得るものであるが、一方で、文化財の毀損・劣化が放置されていたり、情報発信が十分でなかったり、来訪者目線での環境整備がなされていなかったりするため、文化財から派生する社会的・経済的な価値を地域の発展に活かしてきれていないケースが見受けられる。

こうした状況に対応し、文化財やその周辺環境の計画的な保存・活用に取り組むことにより、文化財とそれを育んだ地域の持続的な維持発展を図っていくため、文化財に係る高度な専門性や知見を有する文化庁と地域経済活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、以下の事項を中心に、文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築に向けて、文化庁及び機構が持つ機能を活かした具体的な支援策を検討し、実行に移していくことを目的として、連携・協力するものとし、包括的連携協定を締結する（以下「本協定」という。）。

1. 連携・協力事項

(1) 以下の事項について連携することにより、文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築のための取組の迅速な実現を図る。

- ① 貴重な地域資源である文化財の次世代への確実な継承のため、保存と活用の好循環を創出する仕組みづくり
- ② 文化財を核としたまちづくりや地域振興
- ③ 日本遺産・世界文化遺産をはじめとする地域の文化財を中核とした観光拠点の磨き上げ
- ④ 地域の魅力ある文化財に係る来訪者目線に立った国内外への情報発信
- ⑤ 文化財の保存と活用の担い手不足解消に向けた人材育成
- ⑥ その他文化庁及び機構が必要と認める事項

(2) 前項に規定する取組を円滑に実施していくため、幅広い情報交換及び忌憚のない意見交換を行い、互いの有する権限・機能の活用を検討することにより、地域経済活性化のモデルを作り上げるための必要な取組や、地域との調整を連携して行う。

2. 期間

本協定の有効期間は本協定の締結日から1年間とする。ただし、文化庁又は機構双方特段の申出がなければ、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

平成30年10月10日

文化庁 長官 宮田 亮平
株式会社地域経済活性化支援機構 代表取締役社長 林 謙治